

※録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。
また補足説明をしている部分は () で示しました。正式なものは、議事録をご覧ください。

《医療的ケア児への支援体制について》

○よしまた議員

<歳出3款2項1目 児童福祉総務費><歳出3款2項6目 障害児福祉費>及び<歳出10款2項1目 小学校費> 医療的ケア児の支援体制についてうかがいます。

医療的ケア児支援体制検討部会において医療的ケア児の支援についてどのような意見が出されているのでしょうか？

○有賀玲子健康福祉部長

平成28年6月の児童福祉法改正により、医療的ケア児の支援体制が義務づけられた事を踏まえ、県では医療的ケア児に支援に係る課題や対策等を検討するため、昨年8月に障害者総合支援法に基づく青森県障害者自立支援協議会の専門部会として、保健・医療・障害・福祉・保育・教育等の関係機関当事者団体に所属する方々を委員とする医療的ケア児支援検討部会を設置した所です。

当検討部会において委員からは、県内の医療的ケア児支援に係る主な課題や、その解決に向けた取り組みとして、看護師等の人材確保の問題や支援スキルの不足などの理由により、障害福祉サービスの事業所や保育所での受け入れが進んでいない事から、医療・保健・福祉・保育・教育分野間での多職種連携の支援チームによる対応困難事例に対する全県的な相談支援や実地指導等が必要であるという事。そして、保護者や家族のための相談窓口が分かりにくいとの事から、地域における一元的な相談対応を図るため、関係分野の支援を調整するコーディネーターを継続して養成する事が必要である事。このような意見が出されている所です。

○よしまた議員

6月の議会でも指摘しましたが、医療的ケア児がどこにどれだけいて、どんな医療ニ-

ーズを持っており、それに対応する機材があるのかないのか、これをしっかりつかむ事は災害時対応にとっても急務です。実態の把握のために県ではどのように取り組んでいるのでしょうか？

○有賀健康福祉部長

県内の在宅の医療的ケア児に係る平常時や災害時における具体的な支援策を検討する上で、県内市町村における医療的ケア児の実数や必要とする医療的ケアの種類などの情報を正確に把握する事が必須であると考えます。このため県では、今年度においても引き続き市町村の障害福祉担当部局を窓口として、医療的ケア児の実態調査を実施する事とし、実施に当たっては、医療機関や県教育委員会にも同様な調査を依頼し、各市町村の医療的ケア児数の正確な把握に努める事としています。

また当該実態調査の中で、災害時の医療的ケア児の円滑かつ迅速な避難の確保が図られているかについて確認するため、当該医療的ケア児が災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者に掲載されているか否かも調査する事としています。

○よしまた議員

避難行動要支援者名簿から漏れないようにということも、指示を出しているというか要請している事でした。県が今年7月30日の文書で対応した実態調査は9月中頃を調査期間としているようですので結果を待ちたいと思います。

この実態掌握を進める上でも、様々な医療的ケアの政策を進める上でも、行政の縦割りを超えた横の連携がどうしても必要です。多職種連携という話もありましたが、行政内でもこういう取り組みが必要と思っております。部局を超えた連携を作るために、県の努力も始まっていますが改めて県の決意も聞か

せてください。また市町村がそれぞれの行政機関の中で横の連携を進める事も必要だと思っておりますが、そのために必要だと思っている問題意識を聞かせて頂きたいと思っております。

○有賀健康福祉部長

横の部局の連携とその為の決意と言う事でございますけれども、少し繰り返しにはなっておりますけれども、先ほども申し上げた通り、医療的ケア児の支援に対しては、当然、健康福祉、保健医療と言う事だけではなく、保育、教育といった場面からの支援も必要であると考えております。そこで先ほど申し上げたような検討会等でも各関係部局、そして横につながる色々な部局からの参加を求め、その中で本当に必要な事、課題となっている事を当事者からの意見を踏まえて出して頂いて、それをそれぞれできちっとやると。そして持ち帰っただけでなくその後はちゃんとフィードバックしてちゃんと検討する。そうした姿勢でやっておりますので、今後ともしっかり検討会等を通じて各部局が連携できるように努めて参りたいと思っております。

○よしまた議員

医療的ケア児という存在そのものが、これまでの障害福祉で把握できない、政策がカバーできないという所に問題がある。そこが出発点ですから、この部局を超えた連携をつくる決意を聞かせて頂きましたので、また努力も始まっていますので、ぜひ引き続き強めて頂きたいと思っておりますし、市町村がそういった連携をどういう風にできるか、新たな課題になっていると思っておりますので、引き続き注視していただきたいなと思っております。

先日、家族交流会に参加してきました。お話をうかがいながら、直面している二つの課題を感じました。

まずは保育所なんです、入所のハードルがやはり高い。保育所に連絡すればするほど絶望の数が積み上がっていく、という話で一刻も早く改善が求められていると思っております。県は保育所に勤務する看護師に対する医療研修事業を行っています。その実施状況と成果を伺います。

○有賀健康福祉部長

本県において平成30年9月時点で、医療的ケア児を受け入れている保育所等は8施設に留まっております。平成29年度に保育所等に実施した調査では、受け入れが困難とした意見や、看護師が長年、喀痰吸引や経管栄養などの医療行為から離れており、医療的ケアへの不安を感じていると言った意見があった所です。このため県では、平成30年度から保育所等勤務看護師医療的ケア研修として、保育所等に勤務する看護師を対象に、医療的ケア児の健康管理や緊急時の対応についての講義や、シミュレータを使用した喀痰吸引の演習を実施し、医療的ケア児の受け入れ態勢の充実を図っている所です。

昨年度の基本研修の参加者は28名。実践研修の参加者は19名であり、参加者からは、医療的ケアへの自信に繋がったとの意見があったほか、「他の施設の職員との情報交換ができ良かった」「医療的ケア児の受け入れのため、園長や保育士にもこの研修を受けてほしい」などの意見があり、医療的ケア児の受け入れの充実に一定の効果があったものと考えています。

○よしまた議員

研修事業をやった事により、プラスの色々な効果が生れていると言う事だと思います。ぜひ継続して頂きたいと思っておりますが、保育園での医療的ケア児受け入れに関するガイドラインという資料があります。その冒頭には次のように書かれています。

「すべての子どもを受け入れる事を当たり前にしなくてはならない。同じ場で生活し、体験と感情を共有し、分ち合い、未来を創造する。こうして乳幼児期から受け入れる事が当たり前になれば、むしろ障がいを持った子どもがいない事に違和感を覚える。こういう社会が展望できるだろう」

こういう思想は保育だけでなく、教育にとっても大事だと思っております。これをすべての子どもに保証するために、保育所以上に

行政が義務的な責任を負っているのが小中学校だと思います。

そこで就学の問題をお聞きしたいと思うんですが、今日は特別支援学校ではなくて公立小学校に課題を絞ってお聞きしたいと思うんです。

障害があるからといって、一般的な教育制度から排除されてはならないというのが障害者の権利に関する条約の要請です。可能な限り、障害児である児童・生徒が、障害児でない生徒と共に教育を受けられる配慮を求めたのが障がい者基本法です。こういう理念、つまりインクルーシブ教育という理念が看板倒れになっていないかどうかという具体的な試金石の一つが、この医療的ケア児の公立学校への入学という課題にあると思っています。

お聞きします。県内の公立小学校における医療的ケア児の受け入れ人数及び受け入れ学校数を教えてください。

○和嶋教育長

文部科学省が平成 29 年度に実施した特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果によると、平成 29 年 5 月 1 日現在、県内公立小学校における医療的ケア児の受け入れ人数は 6 名。受け入れ学校数は 6 校となっております。

○よしまた議員

数が多いわけではありませんが、ゼロではない。したがってそこから課題をしっかりと掴み取ることが必要なんだと思います。

公立小学校に通う医療的ケア児に対する医療処置は誰が行うのかと言う点なんですが、保護者の付き添いの実態を教えてください。

○和嶋延寿教育長

ただいまお答えいたしました受け入れ学校 6 校における医療的ケア児の付き添い状況については、看護師のみで医療的ケアを行っている 2 校のうち、1 校は付き添いを必要とせず 1 校は登下校時のみの付き添いとなっております。保護者のみで医療的ケアを行っている 3 校では、あらかじめ時間を決めて一日に一回から二回来校し対応しております。看護

士と保護者で医療的ケアを行っている 1 校では、看護師が配置されていない時間に保護者が来校し対応しております。

○よしまた議員：

神奈川県で特別支援学校での話なんですが、通学している医療的ケア児に対して、学校での医療的ケアを行わない、つまり保護者の付き添いを必須としていた事例が起こり、日本弁護士連合会（日弁連）に救済申し立てが行われました。そこで、日弁連が回答を出しております、こう言ってるんです。

「保護者による付き添いを求める事は、障がいに基づく区別、排除または制限であるから正当な理由がない限り不当な扱いだ」「医療的ケア児の一律拒否という対応は、自立促進や社会への積極的な参加への成長を妨げるもの、とその人権侵害の程度は重大だ」と指摘しています。こうした指摘をちゃんと念頭に置いて、人権擁護の観点から保護者の付き添いに関しては一律に求めず、実情に応じてよく相談して当たるようにしてほしいと思うんです。

医療的ケア児が小学校に入学する時期は前もって分かっています。極端に言うとなされた瞬間にわかる。極端に言うんですけど。行政の対応としては、早い段階から子どもの状況に応じた柔軟な対応が可能なはずですし、行なうべきだと思います。これは障がい児全般にも言える事なんですが、早い段階から一人一人の障がい特性に応じた準備が求められていると言う事ですが、医療的ケア児については、いま様々な支援体制がつくられようとしている、あるいはつくり始めている瞬間ですので、こうした仕組みも活用し、就学前の早い時期から——現在は 10 月ですから、早い時期ってのはどれぐらいかという問題はあるんですが——早い時期から教育委員会が情報を共有し、就学の準備をするべきだと思いますがいかがでしょうか？

○和嶋教育長：

公立小学校に入学する前には、就学支援委員会という所を経てですね、それぞれまあそのどちらの学校にという事が決まる手続きが

ございますが、一方で委員お話のように、小学校入学の前の段階で何年後というは子どもの状況によって分かるわけでございます。そういう意味では、小学校に入学する前に、早い段階から医療機関と市町村の教育委員会等と連携を密にして、早期から支援態勢の構築が必要だと思っております。

○よしまた議員：

ありがとうございます。

そうした事も体制構築して頂いて、実態が多様ですので一人一人の実態に即した教育ができるようお願いしたいと思えます。

《放課後児童会に対する支援について》

○よしまた議員：

平成30年度主要施策成果説明書60ページ「地域子ども子育て支援補助」について、放課後児童クラブの運営の支援内容について伺います。

○有賀健康福祉部長

放課後児童クラブの運営については、運営主体である市町村等が育成支援の内容や運営の基本的な事項を定めた放課後児童クラブ指針に基づき利用者のニーズや意見を取り入れながら、質の向上や機能の充実に努めていく事とされています。県では放課後児童クラブの運営を支援するため、国の交付金を活用し、市町村に対し運営費の一部を補助している他施設の改修や設備整備、長時間改修や障害児の受け入れ等の取り組みに要する費用の一部を補助しています。

また平成29年度からは放課後児童クラブに勤務する、放課後児童支援員の処遇改善をはかるため、勤続年数やキャリアアップ研修の受講実績に応じた人件費の加算を行っており、市町村に対してその費用の一部を補助しています。

この他、平成27年度から今年度の五年間で、県内すべての放課後児童支援員約千人として、放課後児童支援員認定研修を実施しており、昨年度までに777人が受講したほか、毎年度開催している市町村担当者の連絡会議

において各市町村の取り組み事例の共有などを行っております。

○よしまた議員

昨年の夏、旧青森市内で学校の敷地外に設置されている児童会のほぼ全てを訪問してきました。場所によって状況は色々あるんですけど、真夏の暑い中で、児童数の多さを感じた場所は少なからずありました。つまり詰め込まれていると。熱中症の心配もあります。クーラーの設置などの設備改善の要望もあるようなんですが、現場からは中々言い出しにくいと言うのも感じてきました。なかには扇風機を一つ増やす事を言い出せないという人達もおりまして、それはすぐ対応してもらおうようにしたんですが、こういう実態だと現場の苦勞を感じました。

先ほど支援員の話などありました。人の配置は大事な事ですが、今日は設備の問題だけ聞きます。

放課後児童クラブが設備の改善を求めた場合の支援はどのように行われるのでしょうか？ しっかりと要望に応じてほしいと思っているのですがどうでしょうか。

○有賀健康福祉部長

放課後児童クラブの設備改善についての支援として、県は市町村等が放課後児童クラブ施設を新たに整備する場合や大規模修繕を行う場合には、内閣府の子ども子育て支援整備交付金要綱に基づき補助を行っています。

また市町村等が放課後児童クラブに冷房設備を設置する等の環境改善を行う場合には、子ども子育て支援交付金要綱に基づき、国庫補助基準額範囲内でその費用の三分の一を補助しております。

平成30年度の厚生労働省の調査によると、児童が生活し静養する部屋に冷房設備がまったく設置されていないか、または一部設置されていない放課後児童クラブは、195クラブになっています。

県としては今後も引き続き放課後児童クラブの環境改善のため、市町村からの申請に基づき必要な補助を実施していきます。

○よしまた議員

支援員の話もあったんですが、現場を見て回ると、やっぱり子どもの数は増えていきま
すし、支援員さんがそれに対応できる
という状況ではないと。一人一人の子どもの
状況をわからないって状況があって、そうい
う意味では冷房設備など必要なんだと思
うんです。しっかりと声が上げれば答えてい
ける制度があるという事ですから、子ども
達のためにもしっかりやっていただきたい
と思います。

次ですが、<歳出10款2項1目 小学校
費>及び<歳出10款3項1目 中学校費>
、公立小中学校における学校図書館の現
状と取り組みについて伺います。

司書教員の配置状況を教えてください。

○和嶋教育長

司書教諭につきましては、学校図書館法
の規定により、12学級以上の学校に義務
づけられております。

このため県教育委員会では、12学級
以上のすべての公立小中学校に司書教諭
を配置している所であり、平成30年度
は小中学校合わせて146校に配置して
おります。また今年度においても12学
級以上のすべての小中学校に136校
配置しています。

○よしまた議員

2014年に学校図書法が改正され、学
校司書の配置が規定されました。これ
は努力義務にとどまっていますが、明文
化された事を契機に、学校司書の役割に
注目が集まっています。司書教諭と共
に役割を果たすという事ですが、学校
司書の配置についてお聞きします。

○和嶋教育長

学校司書については平成27年施行さ
れた学校図書館法の一部を改正する法
律において、司書教諭と協力しもっぱ
ら学校図書館の事務に従事する職員と
規定され、各市町村等の設置者によ
る学校への配置が努力義務とされまし
た。

本県の配置状況は、文部科学省が行
った直近の学校図書館の現状に関する
調査による

と、平成28年4月1日現在、小学校
では5市町村16校に配置され配置率
5.5%、中学校では県内4市町村6
校に配置され配置率3.8%となっ
ております。なお学校司書の配置率
では全国平均は小学校では59.3%
、中学校では57.3%となっております。

○よしまた議員

議事録を見ますと、高校を含めてとい
う所があったんですけども、今日は小
中で聞いておりますから、小中だけ聞
きますが、全国平均と比べて本県の学
校司書の配置状況は低いとずっと問
題になっている。で改善されない
と。どこに鍵があると思いますか？

○和嶋教育長

学校図書館の整備につきましては、国
から各自治体に対して地財措置がされ
ている所でございます。そういう意味
では私ども教育委員会では、各市町
村に対してこの国からの通知を伝え
ると共に、市町村教育委員会教育長
会議などの機会を捉えて、適切な予
算措置や学校図書館の整備等の充実
をお願いしている所でございます。

○よしまた議員

ぜひですね、これは全国平均に比べ
て低い状況が続いている、何とか改
善して頂きたいと思うんです。

学校図書館は教育課程の展開に寄与
すると法律で書かれた施設です。た
だ本を置いてだけの場所ではなくて、
情報の活用、主体となった学び、教
師の教育活動の充実にまで繋がる
施設であり、最近では子ども達の心
を癒す第二の保健室とも言われるよ
うな役割を果たしているようです。
学校図書館の充実を図ると共に、学
校司書の配置についてぜひ思い切
って手立てを打って頂きたいという
ように思います。

平成30年度主要施策成果説明書51
ページ「医療連携の強化」について
お伺いします。

地域医療構想調整会議でどのような
協議が行われているのでしょうか？

○有賀健康福祉部長

地域医療構想では、将来の地域の实情や患者のニーズに応じて、急性期、回復期等から在宅医療介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく過不足なく提供される態勢を確保する事を目的として、それぞれの医療機関が病床の機能分化連携を進めていく事が求められています。県では医療機関の自主的な取り組みが進むよう、平成28年度に県内六構想区域ごとに地域医療構成調整会議を設置し、病院をはじめ、医師会など医療関係者が構想区域ごとの提供体制の現状や、将来のあるべき姿を確認しながら、各医療機関における病床の機能分化連携に向けた具体的な協議を進めている所です。

平成30年度からは、議論の活性化をはかるため、調整会議の開催回数を年二回に増やすとともに、各病院の診療実績を病棟ごとに分析した結果を提示した他、民間病院を含むすべての病院から、当該地域において担うべき役割や医療機能などの具体的な対応方針を確認し関係者間で共有しています。

○よしまた議員

厚生労働省が突然、病院名を具体的に出して再編統合が必要だと、検討が必要だと言い出しました。横からと言うのか上からと言うのか口を出してきた事に反発が強まっています。

一つは地域の实情を無視しているという批判です。五戸町長は、「極めて失礼。市部の病院に比べて症例数や手術数が少ないのは当たり前。それをゼロのように言われるのは不愉快だ」と新聞で答えています。同感です。

もう一つは自治体病院の役割を軽視しているんじゃないかと思うんです。三村知事は病院名の公表に対して「忸怩たる思い」とおっしゃっていますし、黒石市長は開業医が減っている中、自治体病院の地域医療に対する役割は重要だと語っています。

健康福祉部長は知事会見の場で、その地域地域で他に民間医療機関、開業医さんもない中で、日常的に住民の必要な医療を担っていると自治体病院の役割を語っていますが、そのとおりだと思うんですよ。そもそも黒字か赤字かだけではかれない役割を担っている

から公立病院が必要なわけで、その重要性を見ない厚労省の姿勢は言語道断です。

厚生労働省が名指しした10施設について、県はどう対応していくつもりでしょうか？

○有賀健康福祉部長

国では、地域医療構想の実現に向けて、公立公的医療機関が民間医療機関では担えない重点化されているか等を検証するため、診療実績データの分析を行いました。

この結果に基づき、ガン医療や救急医療について診療実績が特に少ないまたは類似かつ近接している医療機関があると位置付けられた機関を公表しましたが、本県では先生ご指摘の10病院が対象となっています。

今回国が病院名を公表した事は、必ずしも当該病院について統合廃止の判断を求めるものではなく、地域医療構想の実現に向けた当該病院の具体的な対応方針について地域の实情に関する知見等も補いながら、地域医療構想調整会議において議論を深めていく事を狙いとしています。

付け加えますと今回の公表は、平成29年度病床機能報告のデータ分析に基づくものであり、その後これまでに本県においても、病床数や医療機能の見直しが実施されている場合もありますし、公表と現在の状況が合致していない医療機関もあります。本県についても同様でございます。

そうした事も踏まえた上で、県としては本県の医療提供体制を考えた場合に、特に町村部においては公立の医療機関が地域を支えているといった実態なども踏まえ、地域医療構想調整会議等で今後の医療の在り方、その地域での医療についてみなで共有しながら丁寧に議論していきたいと考えております。

○よしまた議員

データと実態が乖離している状況が県内においてあると。

県内についてはあれなんです、例えば宮城県の石巻病院も名指されたんですが、ここはどのデータが取られたかと言うと震災後の再建途中のデータが実績が少ないと言って取られたんです。震災の再建途中のものが実

績少ないなどと言うのは、これは復興に水を差すものだと石巻病院の病院長が記者会見行ってる。それぐらい実態と乖離している話を持ち出してきたと。

お聞きしますが厚労省の指摘を前提とする必要は私は無いと思いますが、そういう事でいいでしょうか？

○有賀健康福祉部長

厚労省の指摘はそれはそれとして、ただ我々の中で地域医療構想調整会議でこれまでに検討されてきた内容を踏まえたと、すでに名指しされた病院が10病院が名指しされてはおりますが、それらの病院がこれまでどういう事をやってきてこれからどういう事を担っていくかという事は、すでに各病院からのご意見と言うか意思表明を頂いておりますし、今後その地域で医療を担って行く事はまだ検討途中ではありますが、かなりしっかり我々の所では青森県としては共有している所でございますので、厚労省の指摘はそれはそれとして、我々の地域としてどうあるべきかという事を、実態を踏まえながら引き続き検討していきたいとそのように考えております。

○よしまた議員

ありがとうございます。今の部長の答弁は県が策定した地域医療構想その物に誠実な姿勢だという風に思うんです。

つまり地域医療構想そのものの中に、地域の実情や患者のニーズに応じて云々となっております。この地域の実情に応じたと言うのも大命題なんですね。それをしっかり貫くという答弁だったと思いますんで、それはそれでやっていただきたいと思います。

地域の実情に即してという事で具体的に一つだけお聞きします。名指しされた10施設の一つに浪岡病院がありますが、浪岡病院は病院として建て替える事が決まっております。浪岡病院をなくす、あるいは診療所にするという選択肢はあり得ないと思っております。先ほどの答弁の延長で構いませんが、浪岡病院を病院として存続すると決めて進めている事は尊重してやるという事で

良いですね？

○有賀健康福祉部長

青森市立浪岡病院は、院舎の老朽化や患者数の減少を踏まえ、平成30年4月に新浪岡病院建設基本構想を策定し、将来の医療事業を踏まえた病床規模の見直しを行うとともに、在宅医療サービスの提供に注力する事として、今年度から病院の建て替えに着手している所です。

今回の国の公表は、これより以前の平成29年度病床機能報告のデータ分析でありまして、その後これまでに病床数や医療機能の見直しを実施されている。まさに浪岡病院はそういう事に該当する訳ですが、それこそ公表と今の現状がまさに合致しない一例だと考えております。

県では青森市立浪岡病院について、すでに地域医療構想に沿った取り組みが行われていると認識しておりますが、今般国から示された分析データやその周辺情報も参考にしながら、地域で必要とされる医療機能がしっかり提供されるよう引き続き地域医療構想調整会議等の場で確認し助言していきたいと考えております。

○よしまた議員

地域医療構想に沿った取り組みだという事の評価がありました。確認しておきたいと思えます。次に進みます。

<歳出8款3項1目 河川管理費河川の維持管理>についてです。河川の維持管理について県の考え方を伺います。

○新井田浩県土整備部長

県では定期的なパトロールにより、河川における雑木の繁茂状況や土砂の堆積状況及び堤防や護岸等の状況を適切に把握したうえで、治水上支障となってる個所から対策を実施してる所です。

さらに昨年12月に閣議決定された防災減災国土強靱化のための三カ年緊急対策に基づき、平成30年度から令和2年度までの三年間において、洪水の流下障害を解消するための雑木の伐採や河川の掘削を重点的に行う事

としております。また地域住民や企業との共同による河川管理を推進するため、青森県ふるさと水辺サポーター制度に基づいて認定した水辺サポーターが実施する草刈り等のボランティア活動を支援しています。

今後とも洪水等の安全性の確保を始め、安定した水利用の確保や河川環境の保全を図るため、地域のご意見や要望を伺いながら、地域と連携して適正な河川管理に努めてまいります。

○よしまた議員

青森市内の二つの河川について現場を見て感じた事を報告します。

浪岡川はかつて雨で氾濫した場所が再び雑木が生い茂る状況になっています。

青森市東部の赤川は、葎が生い茂り水の流れが見えず草むらのようになっています。景観の問題と共に大雨の為の氾濫が心配されま

す。

浪岡川及び赤川に関する河川維持工事の取り組み状況をお伺いします。

○新井田県土整備部長

まず浪岡川につきましては、昨年度は女鹿沢地区及び五本松地区において雑木の伐採を行うとともに、浪岡地区において河川の掘削を実施した所です。今年度は下十川地区において雑木の伐採や河川の掘削を実施した他、引き続き女鹿沢地区において同様の対策を進めていきます。また JR 奥羽本線から正平津川合流点までの約二キロメートルの区間については、水辺サポーターによる清掃活動が行われております。

次に赤川については、草の繁茂が著しく、定期的な草刈りについて地元からも強い要望を受けている事から、平成 26 年度以降、国道四号の造道橋区間から上流の青い森鉄道の鉄道橋までの区間において、草刈り等毎年実施しております。また水辺サポーターとして七団体が認定を受けており、河口から自由が丘地区の大范橋までの約 2.3km の区間で年に数回、清掃や管理用通路の草刈り等の活動を行っております。

県としては引き続き地域住民や関係団体と

協力しながら、良好な河川環境の維持に努めてまいります。

○よしまた議員

やってないという事は当然なくて、当然いろいろな努力はされているんですが、なかなか草の生命力は強いというのか生茂ってるんですね。

県のホームページに河川の状況が分かる物があります。動画や写真なんかは見れるんですが、写真を見ても赤川の生茂り方は他の川ともちょっと違う状況になっておりまして、ぜひ重点的な取り組みをやって頂きたいと思いますが、浪岡川は一度河川が氾濫した場所が再び同じ状況になっているので、急ぎ対応を取ってほしいと思うんです。

浪岡川の手立てをどういう風にするか伺います。

○新井田県土整備部長

浪岡川につきましては先ほども申し上げましたけれども、雑木の伐採等を行っている状況であります。

ただ議員ご指摘の通り、一回切っても伸びてくる状況は何処の河川でもそういう状況になっていると思います。

県では現在全体の予算の関係もございまして全県的には五年に一週程度の河川の雑木伐採等が順番としている状況でありまして、現場の状況をよく見ながら優先度の高い所から順に実施を進めていきたいと思っております。

○よしまた議員

一度氾濫した場所という事であれば、危険度や重要度・優先度は高いと思っておりますので、ぜひよく見て貰いたいと思っております。

< 歳出 8 款 7 項 1 目 住宅管理費県営住宅等長寿命化計画 > について。長寿命化計画における県営戸山団地活用方針についておうかがいします。

○新井田県土整備部長：

県営住宅等長寿命化計画は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とし、建設時期、改善履歴、土地の高度利用の可能

性、将来需要の見通しなどを検討した上で、団地別・住棟別に継続使用、建て替え及び用途廃止いずれかの方針を定めております。

県営住宅戸山団地につきましては1号棟から13号棟までの第一団地を用途廃止。14号棟から32号棟までの第二及び第三団地を継続使用としております。

○よしまた県議：

第一団地に絞っておうかがいます。

今この団地は人がどんどんいなくなっていて、そうすると草刈りや雪片付けが行き届かなくなってしまうんじゃないかと。また街灯の電気は消されてしまうんじゃないか、こういう心配の声が寄せられています。

現地を見てきたんですが、階段の左右全部の人がいなくなった所は入り口を板で塞いでいて、この部分に草が生茂り始めています。現地の人達が心配しているのは、これが住宅全体に広がらないのかと言う事なんです。

用途廃止までの期間、供用部分の維持管理はどのようにする方針でしょうか？

○新井田県土整備部長：

県営住宅の供用部分における草刈りや除雪、清掃などの日常的な維持管理については、入居者で組織する町会で行う事となっております。

用途廃止を予定している県営住宅戸山第一団地については、入居者数が年々減少して行く事により、供用部分の十分な維持管理ができなくなる恐れがある事から、用途廃止するまでの間、県営住宅として適切な環境をどう維持していくかが課題であると認識しております。

そのため県としても、町会と連携しながら適切な維持管理が継続的にできるよう今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○よしまた議員：

当該団地はスーパーに隣接しています。戸山団地の真ん中にあります。草だらけにしたり、夜に暗い場所にする事は危険です。県が担ってでもきちんとして頂きたいんですが、

用途廃止後の利用に関しては利活用推進検討会議で相談する事になると。現瞬間の方針は決まっていないと思いますがそれで良いですね？

○新井田県土整備部長：

議員ご指摘の通り、廃止を決定した県有施設の利活用につきましては、全庁的な検討な場である県有不動産利活用推進会議において決めていく事になります。したがって、今後と言う事ではありますけれども、県としては手続きに基づいて戸山第一団地についても有効な利活用を図れるよう取り組んで参りたいと思います。

○よしまた議員：

<歳出9款2項6目 商工国庫核燃料交付金>について、核燃料サイクル交付金の制度の内容について伺います。

○石川浩明エネルギー総合対策局長：

核燃料サイクル交付金は、核燃料サイクル施設立地受け入れ等を行った都道府県に対し、都道府県が作成する地域振興計画に基づいて交付されるもので、本県においては、使用済み燃料中間貯蔵施設、MOX燃料加工施設及び大間原子力発電所が対象施設となっております。

○よしまた議員：

この制度の根拠になっているのが中間貯蔵施設とMOX燃料加工施設と大間原発三つの施設だと確認しました。

核燃料サイクルと言うのは核燃料がグルグル回っていくというのが目的のはずですが、ところが現在は核燃料はサイクルしていません。この三施設と共に再処理工場が動いていないからです。

それなら仮にこの三施設と再処理工場が動いたら核燃料は回り回るのか？ サイクルするのか？ というのが聞きたいんですが、まず大間原発なんですが大間原発で燃やした後の使用済み燃料はどこに搬出し再処理する予定でしょうか？

○石川エネルギー総合対策局長：

使用済み MOX 燃料の処理につきましては、昨年国において決定されました第 5 次エネルギー基本計画において、引き続き研究開発に取り組みつつ検討を進めるとされている所でございます。

なお事業者でございます電源開発株式会社によりますと、大間原子力発電所使用済み MOX 燃料については、国内の再処理事業者において再処理する事を原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵管理するとの事があります。

○よしまた議員：

使用済み MOX 燃料は、六ヶ所村に建設中の工場では再処理しません。これは技術的に不可能です。使用済み MOX 燃料をどこかで再処理するそのための施設が無ければ大間原発が動いたとしても核燃料はサイクルしません。

ただもう一方で、技術的には可能だが六ヶ所再処理工場で処理する事を前提とせずに使用済み核燃料を受け入れる事になっているのがむつ市の中間貯蔵施設です。

お聞きしますが、むつ市の中間貯蔵施設に持ち込まれるのは、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えた分の使用済み核燃料だと、これは繰り返し説明されてきていますが、これに変更はありませんね？

○石川エネルギー総合対策局長：

むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設につきましては、立地協力要請地に東京電力株式会社から、六ヶ所再処理工場の再処理能力を超えて発生する使用済み燃料を再処理するまでの間、中間貯蔵する施設との説明があった所でございます。

また事業者と締結した協定におきまして、使用済み燃料の貯蔵期間を 50 年間と定め、貯蔵期間の終了までに搬出するとしている所でございます。変わりありません。

○よしまた議員：

確認をしました。

むつ市の中間貯蔵施設が動いても、その

50 年後、今の六ヶ所再処理工場でなく別の再処理工場ができないと持っていく先は生まれない。

そもそもそうなんです。

50 年後っていうと、(中間貯蔵施設が) すぐに動いたとしても、搬出時期は 2070 年ですから、再処理工場の着工は 1993 年、再処理事業の開始が 1999 年ですから、仮に六ヶ所でいま建設している再処理工場に持って行くとなると、80 年間も今の工場を動かさなければダメだ。こういう事は無いですからこれは無理だと (分かる)。

つまり大間の原発が MOX 燃料で燃やした後の使用済み MOX 燃料の行き先も、中間貯蔵施設が稼働した場合にそこに持ってこられた使用済み核燃料も、現瞬間、行先はありません。(行き先を) つくる計画はあるでしょうか？

○石川エネルギー総合対策局長：

現時点ではその通りではございますけど、我が国は一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本方針としてございまして、使用済み燃料につきましては使用済み MOX 燃料も含め、すべての使用済み燃料を再処理することを基本的方針としているところは揺るぎのない所だと認識してございます。

○よしまた議員：

2005 年 (平成 17 年)、青森県政策懇話会に東京電力の武藤さん——後の副社長だと思わんですが、来ていらっしゃってこうお話をされています。

「資源と言うのは技術が無ければもう一回使う事が出来ない訳でありまして、その技術が再処理工場でありプルサーマルであり高速増殖炉であるということかと思えます」

そうなんです。資源だ資源だと言ってもそれをもう一回使う技術が無ければ無理なんです。その第二再処理工場と言われているものは姿も形もない。しかもこれは再処理工場が稼働するという前提であり、プルトニウムの使用先が日本中にあちこちで生まれるという仮定があったとしても、そうだという事で

す。

(核燃料サイクルの) 破綻は明瞭だと思えますので、やっぱりここから抜け出す戦略を持つべきだと指摘しておきたいと思えます。

平成 30 年度主要施策成果報告説明書 23 ページ、「再生可能エネルギー産業等環境関連産業の振興」について。風力発電メンテナンス県内受注拡大事業について状況を教えてください。

○石川エネルギー総合対策局長：

風力発電メンテナンス県内受注拡大事業は、県内企業の風力発電メンテナンス業務への新規参入及び事業規模拡大を目的と致しまして、風力発電設備に対する定期安全管理検査に必要なメンテナンス技術習得定着等のための定期安全管理研修を実施するほか、もう一つとして、風力発電に関する基本的な理解を深めるとともに、自らの将来の職業に対する意識を高め、進路選択の一助とする事を目的として県内の工業高校生や大学生を対象とした施設体験研修等を実施するものでございます。

平成 30 年度は、事業者を対象とした定期安全管理研修につきましては、基礎的な技術の習得を目的とした前期研修は三事業者から 5 名がより実践的な技術の習得を目的とした後期研修は 3 事業者から 4 名が受講いたしました。一方、高校生を対象といたしました施設体験研修につきましては、県立工業高校 6 高から 61 名が受講してございまして、また大学生を対象といたしました職業体験研修は 1 校から 3 名が受講した所でございます。

○よしまた議員：

今のは風力の話で、十分かどうかというのはあるんですが、県内の産業にどう結び付けるかという問題意識は感じました。

風力とともに大きな再生自然エネルギー発電の原動力になっているのが太陽光です。とりわけ小さい規模の住宅単位で実施が可能なものと言うのは、可能性を持っていると思うんですが、積雪寒冷地型エネルギーハウス構築事業の取り組み状況についてお伺いします。

○石川エネルギー総合対策局長：

ゼロエネルギーハウス——頭文字をとりまして ZEH (ゼッチ) などと略称されておりますが、ゼロエネルギーハウス (ZEH) とは、住まいの省エネ性能の向上と太陽光発電によるエネルギーの創出により、年間のエネルギー消費を正味ゼロとする住宅でございまして、国では 2020 年度までに、ハウスメーカー等の建築する注文戸建て住宅の過半数で実現するという目標を掲げているという所でございます。

積雪寒冷地である本県は、暖房などによる化石燃料が多いという課題を抱えていることから、ZEH を本県においても普及させていくことで、地球温暖化対策に資するとともに、再生可能エネルギーの地産地消や住宅関連産業の振興をはかるため、積雪寒冷地型ゼロエネルギーハウス構築事業を実施した所でございます。

平成 30 年度は、次世代事業者とネットゼロエネルギーハウスをテーマとするフォーラムを開催し、家庭から次世代自動車の充電や、次世代自動車から家庭へ給電を行う V2H——ヴィークル・トゥ・ホームの略でございまして——V2H の活用による停電時においても次世代事業者のバッテリーを電源として用いる取組み等を紹介したほか、ZEH に対する理解促進を図るため、県内中小工務店を対象とした ZEH 勉強会を開催いたしました。

○よしまた議員：

(議場で) ZEH が話題になっておりますが、ところがこの事業はなくなっているんですね。私は局長がおっしゃった地産地消のエネルギーまた住宅関連に大変大事な問題意識だと思うんです。だから無くさないで、この事業が良いかどうかは別にして、この問題意識は継続すべきだと思います。

最後にお聞きしますが、住宅への太陽光普及へどのような支援を行おうとしてるのでしょうか？

○石川エネルギー総合対策局長：

エネルギー産業振興戦略では、エネルギー

産業振興の基本的な考え方といたしまして、本県の高いエネルギーポテンシャルを、売電のみならず再生可能エネルギーや熱エネルギーで効果的に活用していく事によりまして、人材や資金等が地域の中で循環し、地域の産業振興や雇用創出の原動力になる地域社会を目指すこととしてございます。

この考え方に基づきまして、県ではこれまでも、エネルギー関連産業への地元企業の参入促進や新たなビジネスチャンス創出について支援している所であり、私有財産の形成に繋がる発電設備の設備費用の支援といった直接的な支援の創出については慎重な判断が求められていると考えますが、引き続き支援していきたいと考えております。

○よしまた議員：

私有財産云々という事はありましたが、しかし（住宅用）太陽光を支援する為の仕組みはあった訳ですから、やれないという理屈は無いはずで。せひ大いに積極的に取り組んで頂きたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。